

相模原市監査委員公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年10月4日に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年11月26日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和3年4月27日から同年10月4日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和3年10月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>緑区役所津久井まちづくりセンターの委託料の支出に関する事務の措置改善状況を確認したところ、令和2年度の相模原市鳥屋猟区維持管理委託における入猟承認事務において、次のような事例が見られた。なお、本事務は、平成29年度に津久井地域環境課において指摘事項への改善措置が講じられ、令和2年度から事務移管により津久井まちづくりセンター(鳥屋出張所)が猟区事務を行っている。</p> <p>相模原市鳥屋猟区管理規程の一部を改正する規程(平成30年相模原市告示第406号)により第19条として追加された入猟証明書について、入猟承認時に公印を押印し、鳥屋猟区維持管理業務の受託者に預け、交付事務を行っていた。</p> <p>今後は、入猟者から入猟承認証の返納を受け、狩猟鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に入猟証明書を交付する旨を規定する同条の手続に従い入猟証明書の交付事務を適正に行われたい。</p> <p>【津久井まちづくりセンター】</p>	<p>令和3年4月27日から同年10月4日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>入猟証明書につきましては、相模原市鳥屋猟区管理規程(平成18年相模原市告示第386号)第19条の規定に従い、入猟者から入猟承認証の返納を受け、狩猟鳥獣の捕獲数を確認した後、入猟者に対し交付すべきであることから、入猟日の翌開庁日以降に受託者に入猟承認証の返納状況と狩猟鳥獣の捕獲状況を確認の上、入猟証明書の交付に係る決裁処理を行い、入猟者に交付するよう、令和3年10月12日付けで交付事務手続を変更しました。</p> <p>今後は、引き続き関係法令を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、関係機関と調整しながら、より効率的かつ効果的な運用を行うよう、管理規程の見直しなど、更なる改善に努め、安全で魅力ある猟区運営を図ってまいります。</p> <p>【津久井まちづくりセンター】</p>